

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧																																												
<h2 style="margin: 0;">用地調査等業務費積算基準</h2> <p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、中部地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 第4 共通</td> <td style="width: 50%;">12 第15 裁決申請図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>2 第5 権利調査</td> <td>13 第16 明渡裁決申立図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>3 第6 建物等の調査</td> <td>14 第17 地盤変動影響調査等</td> </tr> <tr> <td>4 第7 営業その他の調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 第8 予備調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 第9 移転工法案の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 第10 再算定業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第11 土地評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 第12 補償説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 第13 消費税等調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 第14 事業認定申請図書等の作成</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 第5 権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計業務等標準積算基準書(参考資料(平成13年3月26日付け国官技第48号))に基づくものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> <p>第2 業務費の構成 この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-top: 20px;"> </div>	1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成	2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成	3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等	4 第7 営業その他の調査		5 第8 予備調査		6 第9 移転工法案の検討		7 第10 再算定業務		8 第11 土地評価		9 第12 補償説明		10 第13 消費税等調査		11 第14 事業認定申請図書等の作成		<h2 style="margin: 0;">用地調査等業務費積算基準</h2> <p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、中部地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 第4 共通</td> <td style="width: 50%;">12 第15 裁決申請図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>2 第5 権利調査</td> <td>13 第16 明渡裁決申立図書等の作成</td> </tr> <tr> <td>3 第6 建物等の調査</td> <td>14 第17 地盤変動影響調査等</td> </tr> <tr> <td>4 第7 営業その他の調査</td> <td>15 第18 <u>管理担当課への引継図書の作成</u></td> </tr> <tr> <td>5 第8 予備調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 第9 移転工法案の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 第10 再算定業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第11 土地評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 第12 補償説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 第13 消費税等調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 第14 事業認定申請図書等の作成</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 第5 権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料並びに第18管理担当課への引継図書の作成に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計業務等標準積算基準書(参考資料(平成13年3月26日付け国官技第48号))に基づくものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> <p>第2 業務費の構成 この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-top: 20px;"> </div>	1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成	2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成	3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等	4 第7 営業その他の調査	15 第18 <u>管理担当課への引継図書の作成</u>	5 第8 予備調査		6 第9 移転工法案の検討		7 第10 再算定業務		8 第11 土地評価		9 第12 補償説明		10 第13 消費税等調査		11 第14 事業認定申請図書等の作成	
1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成																																												
2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成																																												
3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等																																												
4 第7 営業その他の調査																																													
5 第8 予備調査																																													
6 第9 移転工法案の検討																																													
7 第10 再算定業務																																													
8 第11 土地評価																																													
9 第12 補償説明																																													
10 第13 消費税等調査																																													
11 第14 事業認定申請図書等の作成																																													
1 第4 共通	12 第15 裁決申請図書等の作成																																												
2 第5 権利調査	13 第16 明渡裁決申立図書等の作成																																												
3 第6 建物等の調査	14 第17 地盤変動影響調査等																																												
4 第7 営業その他の調査	15 第18 <u>管理担当課への引継図書の作成</u>																																												
5 第8 予備調査																																													
6 第9 移転工法案の検討																																													
7 第10 再算定業務																																													
8 第11 土地評価																																													
9 第12 補償説明																																													
10 第13 消費税等調査																																													
11 第14 事業認定申請図書等の作成																																													

新	旧																																																
<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。 ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 補正率の取扱い 各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。 なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。</p> <p>(例示) 木造建物A（表6-5）の場合</p> <table border="1" data-bbox="344 638 1012 884"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>(基 準 値) 規 模 70 m²以上 130 m²未満</th> <th>補 正 率</th> <th>(補 正 値) 規 模 200 m²以上 300 m²未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td><u>0.68</u></td> <td>1.80</td> <td><u>1.22</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td><u>2.08</u></td> <td>1.80</td> <td><u>3.74</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td><u>1.42</u></td> <td>1.80</td> <td><u>2.55</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 D</td> <td><u>0.13</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.23</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表6-6で定める率である。</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 材料費等（第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料以外の業務） 材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。 この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。 材料費等＝直接人件費×7パーセント</p> <p>ロ 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。</p> <p>ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="394 1535 1062 1661"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の1.91パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p>	職 種	(基 準 値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補 正 値) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満	技 師 A	<u>0.68</u>	1.80	<u>1.22</u>	技 師 B	<u>2.08</u>	1.80	<u>3.74</u>	技 師 C	<u>1.42</u>	1.80	<u>2.55</u>	技 師 D	<u>0.13</u>	1.80	<u>0.23</u>	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の1.91パーセント	<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。 ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 補正率の取扱い 各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。 なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。</p> <p>(例示) 木造建物A（表6-5）の場合</p> <table border="1" data-bbox="1611 638 2279 884"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>(基 準 値) 規 模 70 m²以上 130 m²未満</th> <th>補 正 率</th> <th>(補 正 値) 規 模 200 m²以上 300 m²未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td><u>0.51</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.91</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td><u>1.55</u></td> <td>1.80</td> <td><u>2.79</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td><u>1.10</u></td> <td>1.80</td> <td><u>1.98</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 D</td> <td><u>0.12</u></td> <td>1.80</td> <td><u>0.21</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表6-6で定める率である。</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>イ 材料費等（第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料並びに第1.8管理担当課への引継図書の作成以外の業務） 材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。 この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。 材料費等＝直接人件費×7パーセント</p> <p>ロ 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。</p> <p>ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1656 1535 2323 1661"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の1.91パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p>	職 種	(基 準 値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補 正 値) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満	技 師 A	<u>0.51</u>	1.80	<u>0.91</u>	技 師 B	<u>1.55</u>	1.80	<u>2.79</u>	技 師 C	<u>1.10</u>	1.80	<u>1.98</u>	技 師 D	<u>0.12</u>	1.80	<u>0.21</u>	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の1.91パーセント
職 種	(基 準 値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補 正 値) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満																																														
技 師 A	<u>0.68</u>	1.80	<u>1.22</u>																																														
技 師 B	<u>2.08</u>	1.80	<u>3.74</u>																																														
技 師 C	<u>1.42</u>	1.80	<u>2.55</u>																																														
技 師 D	<u>0.13</u>	1.80	<u>0.23</u>																																														
区分	旅費交通費																																																
用地調査等業務	直接人件費の1.91パーセント																																																
職 種	(基 準 値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補 正 値) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満																																														
技 師 A	<u>0.51</u>	1.80	<u>0.91</u>																																														
技 師 B	<u>1.55</u>	1.80	<u>2.79</u>																																														
技 師 C	<u>1.10</u>	1.80	<u>1.98</u>																																														
技 師 D	<u>0.12</u>	1.80	<u>0.21</u>																																														
区分	旅費交通費																																																
用地調査等業務	直接人件費の1.91パーセント																																																

新	旧																
<p>ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>1) 旅費の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="394 422 1062 548"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の2.29パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p> <p>2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間に係る直接人件費については含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="394 842 1062 968"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当・宿泊料（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>6.1X</td> </tr> </tbody> </table> <p>X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1）、2）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－3－3に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料においては、連絡車（ライトバン）運転費は、標準歩掛の機械経費率等含まれているため、別途計上しない。</p> <p>ハ 作業費 用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。</p> <p>2 その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>3 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p>	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント	区分	日当・宿泊料（千円）	用地調査等業務	6.1X	<p>ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</p> <p>1) 旅費の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1656 415 2323 541"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>直接人件費の2.29パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p> <p>2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算 用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。 往復旅行時間に係る直接人件費については含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1656 835 2323 961"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当・宿泊料（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地調査等業務</td> <td>6.1X</td> </tr> </tbody> </table> <p>X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1）、2）には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1－3－3に基づく。 なお、往復旅行時間に係る直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料並びに第1.8管理担当課への引継図書作成においては、連絡車（ライトバン）運転費は、標準歩掛の機械経費率等含まれているため、別途計上しない。</p> <p>ハ 作業費 用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。</p> <p>2 その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>3 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p>	区分	旅費交通費	用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント	区分	日当・宿泊料（千円）	用地調査等業務	6.1X
区分	旅費交通費																
用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント																
区分	日当・宿泊料（千円）																
用地調査等業務	6.1X																
区分	旅費交通費																
用地調査等業務	直接人件費の2.29パーセント																
区分	日当・宿泊料（千円）																
用地調査等業務	6.1X																

新

旧

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料を除き、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

(3) 予定価格の算定の適用年月

労務等その他単価は、入札書提出期限日の月における最新単価を適用する。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、第5権利調査のうち1資料調査、2資料調査を単独で発注する場合の作業計画等及び4登記簿等交付手数料並びに第1.8管理担当課への引継図書作成を除き、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

(3) 予定価格の算定の適用年月

労務等その他単価は、入札書提出期限日の月における最新単価を適用する。

新

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技師B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技師C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技師B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技師C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技師B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技師C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技師D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6

建 物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00

1,000㎡以上 1,400㎡未満
5.30

旧

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6

建 物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40	3.00	4.00

1,000㎡以上 1,400㎡未満
5.30

新

(1) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建 物	延べ面積	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

(2) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表6-10

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

旧

(1) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建 物	延べ面積	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

(2) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表6-10

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

新

旧

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	1.41	—	2.08人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

表6-12

建築物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10

3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(1) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区分	単位	職種	外業	内業	業	計	備考
			調査	図面等			
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。

表6-14

区分	区分の細目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-15

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
法令適合性調査(1) 木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	0.43	0.18	0.61人	
			技師C	—	0.43	—	0.43人	
法令適合性調査(2) 木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	1.18	0.43	1.61人	
			技師C	—	1.12	—	1.12人	
法令適合性調査(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	0.75	0.31	1.06人	
			技師C	—	0.68	—	0.68人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接関わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

旧

表6-12

建築物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20	4.10

3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。

表6-13

区分	区分の細目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-14

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
法令適合性調査(1) 木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	0.43	0.18	0.61人	
			技師C	—	0.43	—	0.43人	
法令適合性調査(2) 木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	1.18	0.43	1.61人	
			技師C	—	1.12	—	1.12人	
法令適合性調査(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師A	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	—	0.75	0.31	1.06人	
			技師C	—	0.68	—	0.68人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接関わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。

新		旧	
表6-16		表6-15	
区分	判断基準	区分	判断基準
機械設備 A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が 200 m ² 未満である全ての業種この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。	機械設備 A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が 200 m ² 未満である全ての業種この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴・鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場	機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴・鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業	機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用器械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等	機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用器械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

新

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-17](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。

[表6-17](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定	調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人				
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人				
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人				
			技師D	—	—	0.22	0.22人				
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人				
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人				
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人				
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人				
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人				
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人				
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-18](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備Aの場合

[表6-18](#)

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

旧

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-16](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。

[表6-16](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定	調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人				
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人				
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人				
			技師D	—	—	0.22	0.22人				
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人				
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人				
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人				
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人				
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人				
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人				
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人				
			技師D	—	—	0.63	0.63人				

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-17](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備Aの場合

[表6-17](#)

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

新

旧

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機械等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-19](#)によって行うものとする。

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機械等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-18](#)によって行うものとする。

[表6-19](#)

[表6-18](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 の 見 積	台 (装 置)	主任技師 技 師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 の 見 積	台 (装 置)	主任技師 技 師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表6-20](#)の区分によるものとする。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表6-19](#)の区分によるものとする。

[表6-20](#)

[表6-19](#)

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水層又は浄化槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水層又は浄化槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

新

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-21](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

[表6-21](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生 産 設 備 A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
生 産 設 備 B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19人	
生 産 設 備 C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	
生 産 設 備 D	設 備 当 たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-22](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表6-22](#)

設 備 の 延 べ 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
4.70	6.20	7.50

旧

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-20](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

[表6-20](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生 産 設 備 A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
生 産 設 備 B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19人	
生 産 設 備 C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	
生 産 設 備 D	設 備 当 たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表6-21](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表6-21](#)

設 備 の 延 べ 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
4.70	6.20	7.50

新

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-2.3](#)によって行うものとする。

[表6-2.3](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表6-2.4](#)によるものとする。

[表6-2.4](#)

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² から 200 m ² 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m ² から 600 m ² 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m ² から 1,000 m ² 程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって 600 m²以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 m²未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木含む。)の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-2.5](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

旧

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-2.2](#)によって行うものとする。

[表6-2.2](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表6-2.3](#)によるものとする。

[表6-2.3](#)

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m ² から 200 m ² 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m ² から 600 m ² 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m ² から 1,000 m ² 程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって 600 m²以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 m²未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木含む。)の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表6-2.4](#)により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

新

表6-25

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00	5.70

12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
7.80	10.40

旧

表6-24

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00	5.70

12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
7.80	10.40

新

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-27](#)によって行うものとする。

[表6-27](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技 師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技 師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

旧

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-26](#)によって行うものとする。

[表6-26](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技 師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技 師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

新		旧	
<p>(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$ <p>ただし、表6-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。 表6-28</p>		<p>(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-28により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$ <p>ただし、表6-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。 表6-27</p>	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷周りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>	庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷周りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。

新

薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で、薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で、果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で、竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で、育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-29

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表6-30の補正を行うものとする。

表6-30

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

旧

薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で、薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で、果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で、竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で、育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-28

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師D	0.23	—	0.15	0.38人	
薪炭林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師D	0.36	—	0.15	0.51人	
収穫樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師B	0.34	0.12	0.10	0.56人	
			技師C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師D	0.34	—	0.21	0.55人	
竹林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師D	0.14	—	0.14	0.28人	
苗木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師D	0.50	—	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって表6-29の補正を行うものとする。

表6-29

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

新

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいい、その区分は表6-3.1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-3.2により行うものとする。

表6-3.1

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されていると認められるもの

表6-3.2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	調 査	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人			
			技 師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人			
			技 師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			
庭 園 B	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人			
			技 師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人			
			技 師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			
庭 園 C	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人			
			技 師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人			
			技 師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-3.3の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-3.3

設備の延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90	5.20

5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
8.70	12.00

旧

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいい、その区分は表6-3.0によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-3.1により行うものとする。

表6-3.0

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されていると認められるもの

表6-3.1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	調 査	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人			
			技 師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人			
			技 師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			
庭 園 B	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人			
			技 師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人			
			技 師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			
庭 園 C	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技 師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人			
			技 師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人			
			技 師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人			
			技 師 D	—	—	0.12	0.12 人			

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-3.2の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-3.2

設備の延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90	5.20

5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
8.70	12.00

新

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営 (私営含む) 墳墓	墳 墓 A 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度)
	墳 墓 B 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度)
	墳 墓 C 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの(10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳 墓 E 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-35

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30人		
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76人		
			技師C	0.16	0.17	—	0.33人		
			技師D	—	—	0.16	0.16人		
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39人		
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27人		
			技師C	0.25	0.17	—	0.42人		
			技師D	—	—	0.27	0.27人		
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人		
			技師C	0.36	0.21	—	0.57人		
			技師D	—	—	0.38	0.38人		
墳 墓 D	10㎡	3~5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35人		
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03人		
			技師C	0.21	0.21	—	0.42人		
			技師D	—	—	0.22	0.22人		
墳 墓 E	10㎡	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人		
			技師C	0.36	0.26	—	0.62人		
			技師D	—	—	0.38	0.38人		

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、(7)墓地管理者等の調査で行うものとする。

旧

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-33によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-33

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営 (私営含む) 墳墓	墳 墓 A 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度)
	墳 墓 B 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度)
	墳 墓 C 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの(10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳 墓 E 墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30人		
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76人		
			技師C	0.16	0.17	—	0.33人		
			技師D	—	—	0.16	0.16人		
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39人		
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27人		
			技師C	0.25	0.17	—	0.42人		
			技師D	—	—	0.27	0.27人		
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人		
			技師C	0.36	0.21	—	0.57人		
			技師D	—	—	0.38	0.38人		
墳 墓 D	10㎡	3~5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35人		
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03人		
			技師C	0.21	0.21	—	0.42人		
			技師D	—	—	0.22	0.22人		
墳 墓 E	10㎡	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50人		
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79人		
			技師C	0.36	0.26	—	0.62人		
			技師D	—	—	0.38	0.38人		

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、(7)墓地管理者等の調査で行うものとする。

新

(7) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-36](#)により行うものとする。

[表6-36](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使用者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技 師 B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技 師 C	0.39	0.19	—	0.58 人	

旧

(7) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表6-35](#)により行うものとする。

[表6-35](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使用者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技 師 B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技 師 C	0.39	0.19	—	0.58 人	

新

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要なとなる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-3.7](#)により行うものとする。

[表6-3.7](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技 師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技 師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技 師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技 師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-3.8](#)により行うものとする。

[表6-3.8](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技 師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技 師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-3.7を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表6-3.9](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物等の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表6-3.9](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照 応 建 物 の 設 計 案 の 作 成 等	設計案1案当たり	技 師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技 師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技 師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技 師 D	—	—	0.10	0.10 人	

旧

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要なとなる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-3.6](#)により行うものとする。

[表6-3.6](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技 師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技 師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技 師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技 師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表6-3.7](#)により行うものとする。

[表6-3.7](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技 師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技 師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-3.7を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表6-3.8](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4建物等の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表6-3.8](#)

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照 応 建 物 の 設 計 案 の 作 成 等	設計案1案当たり	技 師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技 師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技 師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技 師 D	—	—	0.10	0.10 人	

新

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で算定できるものとする。なお、本項で示す以外の直接人件費の積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

機械設備設計標準員数表

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師A	0.75	0.40	1.15人	
			技師B	0.93	—	0.93人	
			技師D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.29	2.31	4.60人	
			技師B	2.76	—	2.76人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.87	2.89	5.76人	
			技師B	3.45	—	3.45人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	3.30	3.33	6.63人	
			技師B	3.97	—	3.97人	
			技師D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は表6-16のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

旧

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で算定できるものとする。なお、本項で示す以外の直接人件費の積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表9-15のとおりとする。

機械設備設計標準員数表

表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師A	0.75	0.40	1.15人	
			技師B	0.93	—	0.93人	
			技師D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.29	2.31	4.60人	
			技師B	2.76	—	2.76人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.87	2.89	5.76人	
			技師B	3.45	—	3.45人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	3.30	3.33	6.63人	
			技師B	3.97	—	3.97人	
			技師D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は表6-15のとおりとする。

注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

新

旧

見積徴収者員数

表9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 の 見 積	台 (装 置)	主任技師 技 師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、[表6-19](#)を再掲したものである。

見積徴収者員数

表9-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生 産 設 備 の 見 積	台 (設 備)	主任技師 技 師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、[表6-23](#)を再掲したものである。

(1) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

表9-16

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

見積徴収者員数

表9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機 械 設 備 の 見 積	台 (装 置)	主任技師 技 師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、[表6-18](#)を再掲したものである。

見積徴収者員数

表9-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生 産 設 備 の 見 積	台 (設 備)	主任技師 技 師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、[表6-22](#)を再掲したものである。

(1) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

表9-16

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

新	旧																												
<p>第10 再算定業務</p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p>1 打合せ協議</p> <p>中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。</p> <p>2 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表10-1</p> <table border="1" data-bbox="311 577 1083 672"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現 地 踏 査</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技 師 A</td> <td>0.13 人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td>0.13 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。</p> <p>3 再算定業務（再調査不要）</p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p><u>ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。</u></p> <p><u>なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。</u></p> <p>4 再調査業務</p> <p>再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。</p> <p>(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。</p> <p>(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。</p> <p>(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。</p> <p>なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。</p> <p>(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。</p> <p>(5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は、新設又は設置替えを行った面積とする。</p> <p>(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。これに要する直接人件費の積算は、表10-2により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表7-4の補正を行うものとする。</p> <p>ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表7-3によることができるものとする。</p> <p>なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表10-2の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現 地 踏 査	権利者	—	技 師 A	0.13 人		技 師 B	0.13 人	<p>第10 再算定業務</p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p>1 打合せ協議</p> <p>中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。</p> <p>2 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表10-1</p> <table border="1" data-bbox="1573 577 2344 672"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現 地 踏 査</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技 師 A</td> <td>0.13 人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td>0.13 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。</p> <p>3 再算定業務（再調査不要）</p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p><u>ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。</u></p> <p>4 再調査業務</p> <p>再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。</p> <p>(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。</p> <p>(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。</p> <p>(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。</p> <p>なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。</p> <p>(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。</p> <p>(5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は、新設又は設置替えを行った面積とする。</p> <p>(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。これに要する直接人件費の積算は、表10-2により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表7-4の補正を行うものとする。</p> <p>ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表7-3によることができるものとする。</p> <p>なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表10-2の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現 地 踏 査	権利者	—	技 師 A	0.13 人		技 師 B	0.13 人
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																								
現 地 踏 査	権利者	—	技 師 A	0.13 人																									
			技 師 B	0.13 人																									
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																								
現 地 踏 査	権利者	—	技 師 A	0.13 人																									
			技 師 B	0.13 人																									

新

第17 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-1-1により行うものとする。

表17-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.39人	
			技 師 B	0.39人	
			技 師 C	0.39人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

旧

第17 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-1-1により行うものとする。

表17-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.44人	
			技 師 B	0.44人	
			技 師 C	0.44人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

新

表17-1-2

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.78	0.30	—	1.08	人	
			技師B	0.78	0.93	—	1.71	人	
			技師C	0.78	0.56	—	1.34	人	
			技師D	—	0.58	—	0.58	人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.93	0.34	—	1.27	人	
			技師B	0.93	0.82	—	1.75	人	
			技師C	0.93	0.66	—	1.59	人	
			技師D	—	0.50	—	0.50	人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.55	0.25	—	0.80	人	
			技師B	0.55	0.63	—	1.18	人	
			技師C	0.55	0.33	—	0.88	人	
			技師D	—	0.47	—	0.47	人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.59	0.22	—	0.81	人	
			技師B	0.59	0.92	—	1.51	人	
			技師C	0.59	0.19	—	0.78	人	
			技師D	—	0.54	—	0.54	人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.07	0.39	—	1.46	人	
			技師B	1.07	1.13	—	2.20	人	
			技師C	1.07	0.78	—	1.85	人	
			技師D	—	0.68	—	0.68	人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.06	0.40	—	1.46	人	
			技師B	1.06	1.39	—	2.45	人	
			技師C	1.06	0.73	—	1.79	人	
			技師D	—	0.47	—	0.47	人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.67	0.30	—	0.97	人	
			技師B	0.67	0.77	—	1.44	人	
			技師C	0.67	0.48	—	1.15	人	
			技師D	—	0.59	—	0.59	人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表17-1-3、木造特殊建物にあつては表17-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

旧

表17-1-2

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.60	0.21	—	0.81	人	
			技師B	0.60	0.17	—	0.77	人	
			技師C	0.60	0.79	—	1.39	人	
			技師D	—	0.27	—	0.27	人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.72	0.22	—	0.94	人	
			技師B	0.72	0.20	—	0.92	人	
			技師C	0.72	0.88	—	1.60	人	
			技師D	—	0.27	—	0.27	人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.33	0.14	—	0.47	人	
			技師B	0.33	0.17	—	0.50	人	
			技師C	0.33	0.51	—	0.84	人	
			技師D	—	0.22	—	0.22	人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.29	0.12	—	0.41	人	
			技師B	0.29	0.32	—	0.61	人	
			技師C	0.29	0.55	—	0.84	人	
			技師D	—	0.35	—	0.35	人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.89	0.23	—	1.12	人	
			技師B	0.89	0.47	—	1.36	人	
			技師C	0.89	1.21	—	2.10	人	
			技師D	—	0.35	—	0.35	人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.87	0.29	—	1.16	人	
			技師B	0.87	0.52	—	1.39	人	
			技師C	0.87	1.33	—	2.20	人	
			技師D	—	0.24	—	0.24	人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.45	0.19	—	0.64	人	
			技師B	0.45	0.28	—	0.73	人	
			技師C	0.45	0.85	—	1.30	人	
			技師D	—	0.24	—	0.24	人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表17-1-3、木造特殊建物にあつては表17-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表17-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

新

表 17-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定	算定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	—	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	—	0.54人	
			技師 D	—	0.14	—	—	0.14人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 17-1-7

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 17-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定	算定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.43	0.18	—	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	—	0.32人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率を適用するものとする。

表 17-1-9

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	7.70

旧

表 17-1-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定	算定		
区分所有建物	戸	130㎡程度まで	技師 A	0.40	0.06	—	—	0.46人	
			技師 B	0.40	0.25	—	—	0.65人	
			技師 C	0.40	0.16	—	—	0.56人	
			技師 D	—	0.12	—	—	0.12人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表17-1-7により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-8の補正率表を適用するものとする。

表 17-1-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算定	算定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.06	—	—	0.27人	
			技師 B	0.21	—	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.47	—	—	0.68人	
			技師 D	—	0.09	—	—	0.09人	

注 建物調査の歩掛（表17-1-2）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表 17-1-8

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

新

旧

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

5 事後調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-9により行うものとする。

表17-1-10

表17-1-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97	人	
			技師B	0.71	0.74	—	1.45	人	
			技師C	0.71	0.45	—	1.16	人	
			技師D	—	0.65	—	0.65	人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21	人	
			技師B	0.84	0.66	—	1.50	人	
			技師C	0.84	0.61	—	1.45	人	
			技師D	—	0.50	—	0.50	人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69	人	
			技師B	0.46	0.74	—	1.20	人	
			技師C	0.46	0.32	—	0.78	人	
			技師D	—	0.55	—	0.55	人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85	人	
			技師B	0.57	0.65	—	1.22	人	
			技師C	0.57	0.23	—	0.80	人	
			技師D	—	0.51	—	0.51	人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53	人	
			技師B	1.17	0.65	—	1.82	人	
			技師C	1.17	0.33	—	1.50	人	
			技師D	—	0.60	—	0.60	人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38	人	
			技師B	1.00	0.73	—	1.73	人	
			技師C	1.00	0.54	—	1.54	人	
			技師D	—	0.74	—	0.74	人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89	人	
			技師B	0.66	0.68	—	1.34	人	
			技師C	0.66	0.38	—	1.04	人	
			技師D	—	0.63	—	0.63	人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、表17-1-4及び表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表17-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	積算	積算		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.53	0.23	—	0.76	人	
			技師B	0.53	0.23	—	0.76	人	
			技師C	0.53	0.43	—	0.96	人	
			技師D	—	0.24	—	0.24	人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.64	0.23	—	0.87	人	
			技師B	0.64	0.23	—	0.87	人	
			技師C	0.64	0.54	—	1.18	人	
			技師D	—	0.24	—	0.24	人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	0.25	0.25	—	0.50	人	
			技師B	0.25	0.26	—	0.51	人	
			技師C	0.25	0.14	—	0.39	人	
			技師D	—	0.27	—	0.27	人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師A	0.27	0.27	—	0.54	人	
			技師B	0.27	0.28	—	0.55	人	
			技師C	0.27	0.16	—	0.43	人	
			技師D	—	0.28	—	0.28	人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.85	0.21	—	1.06	人	
			技師B	0.85	0.36	—	1.21	人	
			技師C	0.85	0.62	—	1.47	人	
			技師D	—	0.37	—	0.37	人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.80	0.27	—	1.07	人	
			技師B	0.80	0.34	—	1.14	人	
			技師C	0.80	0.54	—	1.34	人	
			技師D	—	0.51	—	0.51	人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	0.47	0.20	—	0.67	人	
			技師B	0.47	0.26	—	0.73	人	
			技師C	0.47	0.27	—	0.74	人	
			技師D	—	0.39	—	0.39	人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、表17-1-4及び表17-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときには、本表によらず表17-1-10により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

新

表17-1-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表17-1-12

区分	単位	敷地面積	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師D	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表17-1-9の補正率を適用するものとする。

旧

表17-1-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師A	0.25	0.06	—	0.31人	
			技師B	0.25	0.08	—	0.33人	
			技師C	0.25	0.12	—	0.37人	
			技師D	—	0.08	—	0.08人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17-1-11により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-8の補正率表を適用するものとする。

表17-1-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師A	0.21	0.12	—	0.33人	
			技師B	0.21	—	—	0.21人	
			技師C	0.21	0.24	—	0.45人	
			技師D	—	0.13	—	0.13人	

注 建物調査の歩掛（表17-1-9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

新

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表17-1-13](#)により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

[表17-1-13](#)

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33	人	
			技師C	—	0.72	0.24	0.96	人	
			技師D	—	—	0.14	0.14	人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64	人	
			技師C	—	1.14	0.34	1.48	人	
			技師D	—	—	0.15	0.15	人	
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17	人	
			技師C	—	0.25	0.13	0.38	人	
			技師D	—	—	0.04	0.04	人	
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30	人	
			技師C	—	0.41	0.13	0.54	人	
			技師D	—	—	0.08	0.08	人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

[注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。](#)

[注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、\[表17-1-5\]\(#\)、\[表17-1-7\]\(#\)及び\[表17-1-9\]\(#\)の補正率表を適用するものとする。](#)

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表17-2-1](#)により行うものとする。

[表17-2-1](#)

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師A	0.50人	
			技師B	0.50人	
			技師C	0.50人	

旧

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表17-1-12](#)により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

[表17-1-12](#)

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	—	0.23	0.15	0.38	人	
			技師C	—	0.58	0.13	0.71	人	
			技師D	—	—	0.11	0.11	人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師A	—	0.39	0.26	0.65	人	
			技師C	—	1.00	0.32	1.32	人	
			技師D	—	—	0.13	0.13	人	
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師A	—	0.04	0.06	0.10	人	
			技師C	—	0.31	0.12	0.43	人	
			技師D	—	—	0.04	0.04	人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師A	—	0.19	0.13	0.32	人	
			技師C	—	0.39	0.08	0.47	人	
			技師D	—	—	0.08	0.08	人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表17-1-3、[表17-1-4](#)、[表17-1-5](#)及び[表17-1-8](#)の補正率表を適用するものとする。

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表17-2-1](#)により行うものとする。

[表17-2-1](#)

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	技師A	0.50人	
			技師B	0.50人	
			技師C	0.50人	

新

旧

※削除

第18 管理担当課への引継図書の作成

1 計画・踏査等

計画・踏査等に要する直接人件費の積算は、表18-1によるものとする。

表18-1

種 目	標準 作業量	内外 業別	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	小 計	合 計	備 考
作 業 計 画	1業務 当り	内	0.16	0.22	0.22	0.60	0.60人	
現 地 踏 査	当り	外	0.20	0.20	0.20	0.60	0.60人	
打合せ協議(当初)	1回	二	0.50	0.50	二	1.00	1.00人	
〃(中間)	当り	二	二	0.50	0.50	1.00	1.00人	

2 引継図書の作成

引継図書の作成に要する直接人件費の積算は、表18-2及び18-3により行うものとする。

表18-2

種 目	備 考
公 図 等 の 転 写 公図等転写連続図作成	直接人件費の積算歩掛、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」を適用する。
土地の登記記録調査	直接人件費の積算歩掛は、「測量業務標準歩掛」の50パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」を適用する。
実測平面図等の整理	直接人件費の積算歩掛は、「測量業務標準歩掛」の「用地平面図作成」の10パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」の「用地平面図作成」を適用する。なお、精度管理費係数の対象としない。

表18-3

種 目	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地買取調書の作成	100筆当り	測量技師補	二	1.25	1.25人	

注 地域区分及び縮尺による変化率については、設計業務等標準積算基準書に準じるものとする。

この場合の変化率の適用については、表18-4による。

変化率適用表 表18-4

工 程	業別	地域	縮尺
作 業 計 画	内	×	×
現 地 踏 査	外	○	×
打合せ協議(当初)	二	×	×
打合せ協議(中間)	二	×	×
公 図 等 の 転 写	内外	○	×
公図等転写連続図作成	内	×	×
土地の登記記録調査	内外	○	×
実測平面図等の整理	内	×	○
土地買取調書の作成	内	×	×

新

旧

※削除

3 登記簿等交付手数料

登記簿等の交付手数料の積算は、表18-5により算出した数量に、登記手数料令（昭和24年5月31日政令第140号）第2条及び第3条に規定する手数料額に区分毎の数量を乗じて得た額の合計とし、次式により消費税率で割り戻した金額（1円未満切捨て）を、直接経費として計上するものとする。

$$\text{（登記簿等交付手数料）} = \text{（手数料額）} \times \text{（数量）} \div \text{（1 + 消費税率）}$$

ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

表18-5

区 分	設計単位	予定数量	変更数量	摘 要
地図等及び土地所在図等の転写	枚	概 数	実績数量	成果物として交付を受けた書面の納付
土地の登記記録調査	筆	概 数	実績数量	を受ける。

地図等とは、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面、土地所在図等とは土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図をいう。

新

旧

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	作業計画		業務	1	(注1) 数量が 1,000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。	
	打合せ協議	当初	回	1		
		中間	回	1		
	公図等の転写		m ²	100		
	地積測量図転写		m ²	100		
	土地の登記記録の調査		m ²	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初	m ²	100		(注1)
	権利者確認調査	追跡	人	1		
	公図等転写連続図作成		m ²	100		(注1)
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	法令関係資料の調査		m ²	100		(注1)
	現況利用調査		m ²	100		(注1)
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1		
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100		(注1)
	地形図等調査		m ²	100		(注1)
	聞き取り調査(地元精通者等)		m ²	100		(注1)
報告書作成		業務	1			
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物	見積	棟	1		
	建物等の法令適合性の調査		棟	1		
	機械設備		事業所	1		
	機械設備	見積	台	1		
	生産設備		設備	1		
	生産設備	見積	台	1		
	附帯工作物		戸	1		
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1		
	独立工作物		箇所	1		
	独立工作物	見積	箇所	1		
	立竹木		m ²	100	(注1)	
	庭園		箇所	1		
墳墓等		m ²	1			
墓地管理者等調査		使用者	1			
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1			
	照応建物の設計案の作成	案	1			
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	営業		事業所	1		
	仮営業所設置	プレハブ・リース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
	居住者		世帯	1		
		一般住家、農家住宅	戸	1		
	動産	店舗	店舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
	その他通損	仮住居、借家人	世帯	1		
移転雑費		所有者	1			

(別表)

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権利調査	作業計画		業務	1	(注1) 数量が 1,000 m ² 未満の場合は数値を 10 m ² とする。	
	打合せ協議	当初	回	1		
		中間	回	1		
	公図等の転写		m ²	100		
	地積測量図転写		m ²	100		
	土地の登記記録の調査		m ²	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初	m ²	100		(注1)
	権利者確認調査	追跡	人	1		
	公図等転写連続図作成		m ²	100		(注1)
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	法令関係資料の調査		m ²	100		(注1)
	現況利用調査		m ²	100		(注1)
	聞き取り等調査(自治体)		機関	1		
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100		(注1)
	地形図等調査		m ²	100		(注1)
	聞き取り調査(地元精通者等)		m ²	100		(注1)
報告書作成		業務	1			
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物等の法令適合性の調査		棟	1		
	機械設備		事業所	1		
	機械設備	見積	台	1		
	生産設備		設備	1		
	生産設備	見積	台	1		
	附帯工作物		戸	1		
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1		
	独立工作物		箇所	1		
	独立工作物	見積	箇所	1		
	立竹木		m ²	100	(注1)	
	庭園		箇所	1		
	墳墓等		m ²	1		
墓地管理者等調査		使用者	1			
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1			
	照応建物の設計案の作成	案	1			
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		
	営業		事業所	1		
	仮営業所設置	プレハブ・リース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
	居住者		世帯	1		
		一般住家、農家住宅	戸	1		
	動産	店舗	店舗	1		
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		
	その他通損	仮住居、借家人	世帯	1		
移転雑費		所有者	1			

新					旧				
	その他	仮住居有	又は世帯			その他	仮住居有	又は世帯	
		仮住居無	世帯	1			仮住居無	世帯	1
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地使用実態の調査		事業所	1		敷地使用実態の調査		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	建物調査		棟	1		建物調査		棟	1
	機械設備等調査		事業所	1		機械設備等調査		事業所	1
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1
移転工法案の検討	現地踏査		業務	1	移転工法案の検討	現地踏査		業務	1
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地使用実態の調査		事業所	1		敷地使用実態の調査		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	移転工法案の作成		事業所	1		移転工法案の作成		事業所	1
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1		照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1
	機械設備設計		事業所	1		機械設備設計		事業所	1
機械設備設計	見積	台	1	機械設備設計	見積	台	1		
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		権利者	1		現地踏査		権利者	1
	営業再調査・再算定		事業所	1		営業再調査・再算定		事業所	1
	仮営業所設置再調査・再算定	プレハブリース 賃貸物件	事業所	1		仮営業所設置再調査・再算定	プレハブリース 賃貸物件	事業所	1
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	地域区分及び標準地選定等		業務	1		地域区分及び標準地選定等		業務	1
	標準地価格の算定		標準地	1		標準地価格の算定		標準地	1
	各画地の評価格算定		1画地	1		各画地の評価格算定		1画地	1
	残地補償算定		1画地	1		残地補償算定		1画地	1
	評価格の調整		業務	1		評価格の調整		業務	1
補償説明等	打合せ協議	中間打合せ	回	1	補償説明等	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	概況ヒアリング等		権利者	1		概況ヒアリング等		権利者	1
	説明資料の作成		権利者	1		説明資料の作成		権利者	1
補償説明		権利者	1	補償説明		権利者	1		
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1		消費税等調査	営業調査有	事業者	1
		営業調査無	事業者	1			営業調査無	事業者	1
事業認定申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	事業認定申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1
	現地調査等		業務	1		現地調査等		業務	1
	資料の収集及び作成		業務	1		資料の収集及び作成		業務	1
	調書等の作成		業務	1		調書等の作成		業務	1
添付図面の作成		業務	1	添付図面の作成		業務	1		
裁決申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	裁決申請図書等の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査	物件有	件	1		現地踏査	物件有	件	1
		物件無	件	1			物件無	件	1
	資料の整理・検討		件	1		資料の整理・検討		件	1
	裁決申請書（案）等の作成		件	1		裁決申請書（案）等の作成		件	1
	図面の作成	起業地表示図等	件	1		図面の作成	起業地表示図等	件	1
		土地調書添付図面	筆	1			土地調書添付図面	筆	1
	その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1
	審理等における配布図書等の作成	物件有	件	1		審理等における配布図書等の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1			物件無	件	1
審理概要書の作成		回	1	審理概要書の作成		回	1		

新					旧					
	現地調査関係図書の作成	物件有	件	1		現地調査関係図書の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1			物件無	件	1	
	現地調査概要書の作成		回	1		現地調査概要書の作成		回	1	
明渡 裁決 申立 図書 等の 作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1		現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1			物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1		資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1		明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1			物件無	件	1	
	図面の作成	物件調書添付図の作成	件	1		図面の作成	物件調書添付図の作成	件	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1		
事前 調査 事後 調査 及び 算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1	
		事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟
	事後調査	区分所有建物等	戸	1		事後調査	区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1	
		木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1			区分所有建物	戸	1	
	算定	工作物	箇所	1		算定	工作物	箇所	1	
		木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1			区分所有建物	戸	1	
工作物		箇所	1		工作物		箇所	1		
費用 負担 の 説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1		概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1		説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1		費用負担説明		権利者	1	
管理 担当 課へ の引 継 図 書の 作成	作業計画		業務	1		作業計画		業務	1	
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1	
	打合せ協議	当初	回	1		打合せ協議	当初	回	1	
		中間	回	1			中間	回	1	
	公図等の転写		m ²	100		公図等の転写		m ²	100	(注1)
	公図等転写連続図作成		m ²	100		公図等転写連続図作成		m ²	100	
	土地の登記記録調査		m ²	100		土地の登記記録調査		m ²	100	
実測平面図等の整理		m ²	100		実測平面図等の整理		m ²	100		
土地買取調書の作成		筆	1		土地買取調書の作成		筆	1		